

農林省

農家経済調査日計簿

昭和 年 月 日より
昭和 年 月 日まで

一橋大学経済研究所附属
社会科学統計情報研究センター



7110152134

調査農家	住所	縣 (道府)	郡 (市)	町村
住所氏名	氏名			

043K3A

10

27-1(955)

1

農家経済調査日計票の記入の仕方

この日計票は、毎日一枚ずつ皆様の一家の経済の動きを記入して戴く帳簿でありますから、次の注意事項を読んで間違いない様に記入して下さい。

1. 現金收支表

この表には、その日その日の手持の現金に増減を生ずる現金の出入を一件毎に全部記入して下さい。すなわち、その日の売買取引による現金の出入のあつた場合はもちろん、その日に銀行や協同組合などの預金を引出したり預け入れたりした場合、或は貸金や未収入金を受けとつたり、借金や未払金を支払つたりした場合の現金の出入なども洩れなく記入して下さい。したがつて、掛壳、掛買のような掛取引の場合には、物の受払があつても、それは原簿の覚帳に控えておいて、現金の受払が完了した日にこの表に記入して下さい。

ただ例外として、手持の現金に直接出入はなくとも、農業協同組合の口座等で振替取引が行われた時は、毎月末に農業協同組合の貯金台帳と照合して販売代金が自動的に組合の口座に入れてある時、(振替売の場合)はその日に物を販売して一應現金を受取りその現金を直に貯金したと見なして、販売による現金の收入と貯金による現金の支出の二つの現金の出入とし、又購買品の代金が自動的に組合の口座から払われる時(振替買の場合)はそひ逆に、その日に貯金を引出してその現金で物を購買したと考えて貯金引出による現金の收入と、購買による現金の支出の二つの現金の出入として記入して下さい。

イ、科目の欄は、その收入又は支出が、別表科目表のいずれの科目に属するかを分類して記入する欄ですが、記帳に聊れるまでは面倒ですから、あとで分類できるよう次の「摘要」欄にその取引の内容を詳しく記入して下さい、この「科目」欄は必ずしも記入しなくても差支えありません。

ロ、摘要の欄には、現金を受取つた場合には、それがどんな品物又は性質の代金でどこから受取つたか、又現金を支払つた場合にはそれが何を買つた代金か、どんな性質の收入金か、どこへ支払つたか、その種類、受払先などを明瞭に記入して下さい。さらに現金の支出については、それが何のための支出であるか、すなわち購入品や支払料金などはつきりその用途の分るように、たとえば電力料金ならば、それが家事専用か、農業又は兼業用かの区別を明かにし、家計用品でも、それを贈答用に購入したものならば、そのことがはつきりわかるように記入して下さい。

ハ、配給、供出其他の別の欄は、販売品で供出制のあるものは、それが供出により販売したものかどうか、購入品で配給制のあるものは、それが配給によつて購入したものかどうかの区別を明らかにするため、とくに供出した販売品には④、配給を受けた購入品には⑤と記入して下さい。供出又は配給以外の自由取引には空欄において差支えありません。

なお、ここでいう配給の中には、配給機関からの配給のほか、いわゆる引揚者用⑥、戦災者用⑦、妊産婦用⑧、乳児・学童・青少年等に対する特配物資、救護米、冠婚葬祭用の特配物資、その他都道府県市町村役場等で発行する購入票又は購入証明書によつて購入した物資も含みますが、希望配給のごときものは含みません。

ニ、数量の欄は、主として売買した物財について販売数量・購入数量を、穀物類は容量で、その他はなるべく重量で必ず記入して下さい。

ホ、収入の欄には、農産物の販売代金、受取つた賃銀・俸給、役畜の賃料、小作料の受取金、貯金の引出等の一切の受取つた方の金額を記入して下さい。

へ、支出の欄には、農業用品や家計用品の購入代金、支払った賃銀、役畜の貸借料、小作料の支払、貯金の預入等の一切支払った方の金額を記入して下さい。

ト、残金の欄には、その日の終りに必ず手持現金の残高を調べて記入して下さい。その金額は前日の残金に、本表の收支による増減を計算した額と必ず一致するはずですから、もし勘定が合わないときは思い返して、記入洩れや間違いがないようにして下さい。どう考えてみても勘定が合わないときは仕方がありませんから、その日の摘要欄の最後に率直に記入不足として、收支計算による残金と実際の手持残金との差額を記入して、最後の残金と実際の手持残金を一致させて下さい。

チ、今日の食事控

この欄は、農家の營養を計算する為に1日の食事の人員を記入して貰う表ですから「食事回数」のところには、朝・晩・夕の3回の食事の時は3回とし、小食のある時は4回と云ふように記入して下さい。

「常住世帯員の外食数」は、いつもいる家族や年雇の人で、よそへ弁当を持たず行き御馳走になつたり、宿屋や飲食店で食べた食数を延で何食と記入して下さい。「農業臨時雇」には、農業雇人に賄を出した食数を記入し、建物を建築中に大工・左官等に出した賄は空欄に建物新築と記入し、自営の兼業に賄つた時は空欄に兼業と記入して其食数を記入して下さい。御客が來たり、いつも居ない遊学中の子女や、働きに行つていない人が帰つて食べたり、御祝事に家事手伝に頼んだ人に出した食数は「来客、他出、家族及家事手伝人」の欄に記入して下さい。

現 金 收 支

2. 現物取引表

この表の外部取引の方には、全く現金の受払を伴わない外部取引、すなわち現物と現物との交換の場合（物交）、労賃として現物で支払つたり受取つたりする場合（現物賃銀）、賃借料、その他料金とし現物を支払つたり受取つたりする場合（現物料金）、また農地制度改革後には殆んどなくなつてゐるが、物納で小作料を支払つたり受取つたりする場合（現物小作料）、その他現金でなしに現物で行つた取引の一切について記入して下さい。また取引の形式をとらないで他から無償で種子や農具の交換を受けたり、贈答品・香典等を貰つたりした場合（被贈現物）にも記入して下さい。（無償で贈答品や香典等を贈つたりする場合は、購入品は現金取引表に記入されますから記入の必要ありませんし、種子や野菜等自家の生産現物を他家に贈與した場合は次の「生産現物の家計仕向の贈與」の欄に記入することにして下さい。

イ、摘要の欄には「何商店と地下足袋1足を米2升と物交」「誰を稻刈に雇入、米2升支払」「出産祝として○○より初着1着もらう」等と、外部取引の内容を明瞭に記入して下さい。

ロ、物交の場合はその「支払」と「受取」の両欄に、それぞれ物交で支払つた現物の品名・数量・評価額を記入して下さい。その評価額は支払つた現物の評価額の方に一致させて下さい。

ハ、現物賃銀・現物料金・現物小作料等を支払う場合には、その支払つた現物の品名・数量及び評価額が「支払」の欄にのみ記入されて「受取」の欄は空欄にしておいて差支えありませんが、この欄にあとで分類の便宜のため、カツコして（支払現物賃銀）・（支払現物料金）・（支払現物小作料）等と記入しておいて下さい。

ニ、現物賃銀・現物料金・現物小作料等を他から受取る場合及び無償で現物を他から贈與を受けた場合には、その受取つた現物の品名・数量及び評価額は「受取」の欄にのみ記入されて「支払」の欄は空欄にしておいて差支えありませんが、これもあとでの分類の便宜のために欄にカツコして（受取現物賃銀）・（受取現物料金）・（受取現物小作料）・（被贈現物）等と記入しておいて下さい。

ホ、数量は、穀類は容量、その他はなるべく重量で記入して下さい。

ヘ、評価額は公定價格のあるものでも、実際その地方の実際の取引價格によつて見積つて記入して下さい。

生産現物家計仕向の方には、自家で生産された農産物・畜産物・林産物及びその自家加工品（自家製味噌・醤油・漬物等）を直接自家で使うために仕向けたり、また他に贈與した場合について記入して下さい。したがつて自家の生産現物でなければ購入品や物交等で得た物が、たとえ自家生産現物と同じ種類のものであつても、これには記入しないで下さい。元來この欄は、できるだけ生産現物が、その日その日に実際に家計で消費される毎に記入するのが原則ですが、蔬菜・鶏卵・味噌・漬物・薪炭などで毎日実際に家計に消費される都度調らべて記入するのは面倒な場合には、少くとも10日毎にその間の消費量をよく調らべた上纏めて記入して下さい。米・麦等も精白した後毎日食べる分だけ又は他に贈與した分が家計仕向となるように、必ず10日目には記入するようにして下さい。特に注意しなければならないことは、精白した米でも売つたり物交に使つた場合は、農業收入になりますから注意して下さい。一度に多く仕向けることのないようにして下さい。

イ、品名には、梗・米・大根・卵味噌等と品名を記入して下さい。

ロ、数量は、穀類は容量、その他はなるべく重量で記入して下さい。

ハ、用途名には自家消費のものと、他に進物贈與に分けるその具體的用途を記入して下さい。例えば「穀米は食用10日分」「大根は食用10日分」「味噌は食用10日分」「薪10日分」又は「卵は大崎氏へ進物」の如く記入して下さい。

摘要	外部取引(物交その他)						生産現物家計仕向			
	支拂現物			受取現物			品名	数量	用途名	
	品名	数量	評価額	品名	数量	評価額			自家消費	贈與先等
子供服と米と交換	穀米	1斗	2,000.00	子供服	1着	2,000.00	衣料用 (三男用)	2斗5升	飲食10日分	
西村氏より稻刈労賃として米2升 (1日分)受取	現物受取労賃	1日	280.00	米(穀米)	2升	280.00	飯食用	白菜	12貫	タ
								牛蒡	2貫	一 東京弟進物

DAMP